

移住支援金事業



東京圏から**香川**に移住し、  
就業等をされた方へ

最高**100**万円を給付します！

(子育て世帯には別途加算あり)

東京23区(在住者又は通勤者)から香川県へ移住し、要件を満たす  
方に、移住先の市町から移住支援金を給付します！

■各相談窓口■

1 移住支援金に関するお問い合わせについて（★は申請窓口）

相談先団体	所在地	連絡先
香川県政策部地域活力推進課	高松市番町四丁目1番10号	087-832-3125
香川県内市町移住・定住担当部署【★】	次のサイトの「市町一覧」をご確認ください。 <a href="https://www.kagawalife.jp/know/city">https://www.kagawalife.jp/know/city</a>	同左
香川県東京事務所 香川県東京人材リターンコーナー	東京都千代田区平河町2丁目6番3号 都道府県会館9階	03-5212-9100
NPO法人ふるさと回帰支援センター うどん県・かがわ暮らし相談コーナー	東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階	080-2125-1634

2 移住支援事業の対象とする就業先としてワクサポかがわに掲載している求人の情報について

相談先団体	所在地	連絡先
ワークサポートかがわ (香川県就職・移住支援センター)	高松市サンポート2-1 マリタイムプラザ高松2階	087-802-4800

3 起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）について

相談先団体	所在地	連絡先
香川県商工労働部産業政策課	高松市番町四丁目1番10号	087-832-3353
(公財)かがわ産業支援財団企業支援課	高松市林町2217-15	087-840-0391

## 【香川県移住支援金制度の概要】

### <1 移住支援金の対象となる方>

#### ①～④のすべてに該当する方

- ① 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（就職前の東京23区内の大学等通学期間も対象）
- ② 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（就職前の東京23区内の大学等通学期間も対象）
- ③ 転入先の市町に移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること
- ④ 次の（ア）～（オ）の就業等の要件のいずれかを満たす方
  - （ア）県が本事業の対象とする就業先としてワクサポかがわに掲載している求人に就業する方
  - （イ）専門人材として、香川県プロフェッショナル人材戦略拠点が実施するプロフェッショナル人材事業又は国が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業する方
  - （ウ）所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した者であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う方  
(※ 坂出市については、R5.4.1以降で、坂出市の要綱施行日以降に転入した方に適用)
  - （エ）本県への移住前から市町や地域の人々と関わりを有する者であって、市町が個別に本事業における関係人口と認める方（※ 対象となるのは高松市、三木町のみ）
  - （オ）起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）交付要領に基づく交付決定を受けた方

### <2 対象となる移住先>

高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町

※ 土庄町及び小豆島町は、Uターン移住者のみが対象（I・Jターンは対象外）

### <3 移住支援金額>

2人以上の世帯の場合：**100万円**　単身世帯の場合：**60万円**

[子育て世帯加算(※1)] **18歳未満の世帯員1人につき、100万円(※2)を加算**

※1 R5.4.1以降で、各市町の要綱の施行日以降に転入した方に適用

※2 観音寺市、三豊市、まんのう町については、18歳未満の世帯員1人につき、30万円

### <4 申請できる期間>

各年度4月から2月末日まで（3月は申請不可）

1④（ア）（イ）⇒就業してから3か月経過後かつ転入した日から3か月以降1年以内の期間

1④（ウ）（エ）⇒転入後3か月以降1年以内の期間

1④（オ）⇒起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）の交付決定日以降1年以内かつ移住した日から3か月以降1年以内の期間

### <5 申請方法>

申請書と必要書類を添えて、市町移住・定住担当部署に申請してください。

◎ 要件が市町によって異なる場合がありますので、必ず移住先の市町へ確認をお願いします。

◎ 本チラシは概要を示したものであるため、事業の詳細は「移住支援金支給条件詳細」をご確認ください。

## [お問い合わせ] 香川県政策部地域活力推進課

TEL:087-832-3125 FAX: 087-831-1165

Eメール : chiiki@pref.kagawa.lg.jp

移住ポータルサイト  
「かがわ暮らし」

